

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和3年3月3日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年3月3日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
辻本 馨 森田 忠彦
山田 強
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 藤原 幹 秘書課長 東條 信也
教育長 勝良 憲治 総務政策課長 奥埜 哲生
総務部長 小角 孝彦 財政課長 小角 孝彦
まちづくり推進部長 村上 正規 危機管理課長 村上 正規
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件
(2) 議案第4号 太子町消防団条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、議案第10号、令和3年度太子山田財産区特別会計予算ほか2件の、以上合わせまして5件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、当初予算案件が3件、請願案件が1件の計6件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

ここで審議の順序でございますが、本日は、議案第1号、4号の条例案件2件をご審議いただき、2日目の10日には、議案第10号、11号、14号の当初予算案件並びに請願第1号の請願案件1件の計4件をご審議いただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日は、議案第1号、4号の条例案件2件をご審議いただき、2日目の10日は、議案第10号、11号、14号の当初予算案件3件及び請願第1号の請願案件1件の計4件を審議いたします。

それでは、条例案件の議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○東條秘書課長 それでは、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、ご説明申し上げます。

本改正は、大きく2点の改正がございます。

まず、1点目は、現在、一般職の職員が下位の職務級へ降格した場合、降格した級の同額、又、同額がないときは、直近下位の額の号給としておりますが、地方公務員法第24条第1項の職務給の原則に基づき、国家公務員制度に準拠した降格時号給対応表により号給を決定するための改正でございます。尚、太子町職員組合とは、本改正内容におきまして、2月の8日の労使交渉にて妥結のほうをしておりますので、お知らせさせていただきます。

2点目でございます。国及び他の地方公共団体との整合を図るため、等級別基準職務表の3級と4級の職務名の見直しを行うものでございます。具体的には、本町の職務名は、3級の職を主査、4級の職を主任としておりますが、多くの地方公共団体で、3級が副主査や主任、4級が主査や係長とされていることから、大阪府や近隣の市町村と整合を図り、3級を副主査、4級を主査とするものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表3枚目をお願いいたします。

第8条の降格の関係です。第8条第1項中の「次の各号に定める号給とする」を「規則で定める」に改め、同項の各号を削り、同条第2項を削るものです。

次に、その下、別表第2の等級別基準職務表の関係です。表中の「主査」を「副主査」に、「主任」を「主査」に改めるものです。

1枚戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和3年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 組合と労使調って妥結したということですがけれども、ちょっとこれはどのようなというような、もめてるようなところはありましたか。

○東條秘書課長 組合と2月8日の月曜日の夜に交渉のほうさせていただきまして、1点、その中で、問題と言いますか、当然降格時号給対応表を適用するのが、組合も望ましい

ということは理解していただいていたんですけども、例えば、職員の降給に関する条例の第3条第2項にあります定数の改廃や予算の減少による職務級の減という場合が生じた場合に限り、別途号給を決定するということでさせていただきました。といたしますのは、当然、本来の分限なり降格時号給を希望される方が降格した場合と、組織のつくりによりまして、当然ポストを縮小しなければならないと、本来職員が望んでない場合に降格するという場合に限っては、別途号給を決定するというようなのを規則でうたうということで、組合とは妥結してございます。

以上です。

○西田委員 この降格は、望んで降格するときだけですか。ちょっと条例の名前、きっちり書き写してこなかったんですが、何かあっての、別立てで降格の条例ありますよね。それとの違いは何ですか。

○東條秘書課長 今回のこの降格時号給対応表を導入させていただきました、降格のパターンといいますか、ルールといいますか、降格には、1点、主に心身の故障とか、家族の介護の事情によりまして、その職責を果たすことが困難になった場合というときに、希望降任制度というものを設けております。この制度に基づきまして降格する場合と、当然分限処分ということで、勤務実績が良くないとか、あまりないんですけども、心身の故障のために職務遂行に支障があるとか、そのような場合は、あと、その職に必要な適格性を欠くとかいう部分で降格となる場合もございます。

以上です。

○西田委員 それで、今、そう思われる職員さんはいらっしゃる、4月から新しくなっていくんですけども、それを実用するか、適用される人は、今はいらっしゃるんですか。

○東條秘書課長 今、現時点で、実際に降格されている方が職員で2名おります。当然この号給対応表というのは4月以降の導入になってございますので、4月以降に降格された場合に適用されるということになってございますので、今、現時点で降格されている2名の方につきましては、その降格された時点で、直近下位の号給で決定してございます。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 ちょっと関連でですけども、太子町の職員が何人で、正社員が何人で、臨

時職員が何人かというのわかりますか。

- 東條秘書課長 頭の中で、定数と言われる115とよく定員適正化計画で言わせていただいております。職員数が今、現時点で2名、ちょっと数字のほうを。
- 森田委員 いや、大体で結構です。大体で。
- 東條秘書課長 当然正規の職員と言われていたのが115というのが、若干今満たされてない状況でありますのと、あと非常勤職員と言われておりました、今で言います会計年度職員というのが、足しまして、そうですね、ちょっとあまりあれなんですけど、ちょっとだけ一旦小休させてください。すいません、お待たせしまして。会計年度を含む職員数なんですけれども、特別職を除きまして、正規職員115名と非正規ですね、社保に入っている方62名、併せまして177人ということになってございます。正規の職員の割合は65%ということで、府内では高いほうということになります。
- 森田委員 いや、結局、同じ皆さん、臨時職員でも同じ仕事やってはるわな。それで、正社員と臨時職員で、家庭の事情でもう正社員はならない、臨時であつたらいいというのがあるけども、これは正社員というのは、大体人口割で何人ぐらいは正社員にするという決まりがあるのかな。
- 東條秘書課長 職員の定数を、何か太子町はこの基準に基づいて何名というふうに国から定められているとか、そういうことはございませんが、当然、類似団体含めまして、本町の住民サービスをしていく上で、どのぐらいの人数が必要かというのは、各市町村で類似団体を見ながらであったり、アウトソーシングですね、委託であったり、広域連携であったりということを交えながら、一定の職員数というのを各市町村で決めて採用しているところでございます。
- 森田委員 いや、それで、今、今回の広報でも職員とか募集してはりますやろ。募集でもなんか集まりにくいようなところもあるし、結局、資格を持っている人は、資格を持っている人でも、これは臨時職員でいこう、これは資格を持っている、やっぱり正社員になってたら辞めるあれも少なくなるし、正社員にしたほうがいいのではないかというようなものもあるし、それはもう別になんですか。
- 東條秘書課長 今、委員ご指摘の非正規と正規と専門職というのをどう雇用していくかというようなご質問かと思えます。今回、社会福祉士であったり、中々非常勤で募集をかけても採用できないというような職員もおるんですけれども、本町といたしましては、今、現時点で、そういう専門職で正職にするべきか、会計年度で雇用して業務を回すべ

きかというのも含めて一体的に考えて、今まで、この4月から社会福祉士につきまして
も正職で対応するというので、1名増で採用するというようなことも考えております
ので、今後も会計年度任用職員と正規職員の、こういったバランスで、この基礎自治体、
小規模基礎自治体の職場として回していくのがいいかというのは、常に検討していこう
と思っていますので、よろしくお願いいたします。

○森田委員 はい、結構です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 すいません。では、降格について、もう一度お尋ねしたいんですが。

例えば、公務員の希望で降格するという制度があるというのは知らなかったんですけど
も、その地位を下げるということは、大体何と言うんですか、問題を起こさないと降格
処分って中々公務員法に則ってやるというのは厳しいような感じがするんですけど、例
えば、分限処分とか何とか処分、心神の耗弱とか、そんなの以外で、公務員法によって
降格する場合、例えば、上司が部下に暴言吐いたりとか、殴ったりとか刑事事件だとか
そういうふうになって、懲戒処分を受けた場合ですね。では、この人は、暴言、殴った
りとかしているから部長にとどめておくことができないと、課長に降格するという辞令
を町長から発したときは、当然、その手当も削られて号給も下がるわけですね。今まで
もらっていた、年俸例えば500万円であったら、当然課長だから手当は外れて400
万円やったら、100万円下がるような感じの内容になるんですね。分かりにくい。難
しかったかな、すいません。

○東條秘書課長 当然降格っていいものは、今の懲戒処分を受けて、それによって失格、
失格というか資質がないというようなことで分限なりというので、処分という形で、本
人の意に反して、町の方から処分という形での降格も当然もございませけれども、今回、
地方公務員法なり条例なり規則なりでうたっておりますそういった処分とは別に、本人
が自分の病気も含めて、家族の介護であったりというときに、自分から申し出て降任す
るという制度を要綱で定めておきまして、それにつきましては、本人の希望によりまし
て降格ということになるという制度を、太子町では提供してございます。

○辻本（馨）委員 それは分かるんですよ。だから、さっき私が言ったように、何かあつ
たときの処分が下されたときは、当然その地位に対するお金というか給与になるんです
かということなんです。

○東條秘書課長 委員ご指摘のように、当然分限処分というので降格、降任ということに

なりましたら、今のこの条例改正で出させていただきます号給対応表によりまして、給料は下がるということでございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 職務名称を変更したということですが、名称変更だけで、3級が名前変わっても、今のやっている仕事内容は変わらないんですか。

○東條秘書課長 今ご質問いただいたとおり、名称の変更はさせていただきますけれども、その職務に応じた職務責任というのは同様でございます。

○西田委員 115人の一応定員という言い方をしているのか分かりませんが、職員をと思いつながら中々そこが満たされず、私が議員になった頃に比べたら、本当に正職の方が減ってるなと思うんです。それだけ各々の職員さんの肩に乗る仕事が増えてくると思うんですけれども、職責がその仕事の量だとは思わないんですけれども、4月から機構改革で変わるということですが、そういった機構改革を経て、今、本当に皆さん、倒れる人、何人か出てくるの違うかなと思うような人の顔が浮かぶんですが、そういった1人の人の肩に荷が乗るような仕事の分配にしないでおこうと思ったら、この職務によって変えられるのであったら変えてほしいんですが、次4月、どんな感じで進めようとしていますか。本当に兼務、兼務がちょっと当初より長引いて、その分のしわ寄せがきてると思うんですが、それが全て解決できると思っておられますか。

○東條秘書課長 委員、ご指摘の各職員に対しての業務の比重にばらつきがあるということでございます。本来、秋をめどに機構改革をしまして、それに合わせた適正な人事配置というのを考えておりましたけれども、太子町におきましても1月からこの2月までの間に、コロナに実際に感染者が出たということもございまして、今年の4月に機構改革を含めた職員配置をするということになってございます。

それにつきましては、今の4部長を含めまして、兼務というのは当然各課長を全部配置させていただきまして、各課に課長補佐というのをきちっと配置させていただきまして、新しい組織になりまして、各個々の職員の業務バランスと申しますか、業務量も適正なものにしながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○西田委員 これは本当に延び延びになってきましたよね。兼務されてた方、本当大変やったなと思うんですけれども、本当は4月に町長ができて、9月ぐらいには、9月の議会に新しい人じゃちょっと大変か、10月だと言ってたのが今回になったんですけれど

も、それこそね、こういう人事、特に大変な中やっているの、副町長、スピード感が特に必要やったと思うんですけれども、これだけ遅れて、職員さん大変やったなと思うんです。そのことに対する思いがありますか。

○藤原副町長 兼務いただいている、特に部長さんとか、いつも以上に負担があったと思うんです。行政が、こういう困難というものが、もう本当に今までなかったことが起こりましたので、あと議会のスケジュールとかも含めまして、住民さんにしっかり周知するところも含めまして、12月議会に提案させてもらってこの4月と考えております。

職員配置の議論におきましては、兼務の解消とか、少人数化の解消とか、そういうことも考えまして、なるべく職員の方には負担がかからないようにと思っております。

○西田委員 できましたら、なるべくではなく、職員さんに負担がかからないように4月から進めていただきたいので、なるべくなんていうのはちょっとご遠慮いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○山田委員 職員が自主申請して降格をお願いするということは、とにかく自分の職務が全うできないので、恐縮して下げてくれということになるんですけども、本来ならば、その人の気持ちを推測すると、本当は皆さんに迷惑をかけるから辞めたいと。結局直近下位にしても私は仕事できないというような人もいられるかもしれません。そうすると、1段下げるのではなしに、もっと下げてくれという人も認めるんですか。

○東條秘書課長 委員ご質問の階級なんですけれども、例えば、課長の人間が課長補佐とこの希望されたり、主任を希望されたり、いやいやもうそれも今の自分の状況を考えたら、やっぱり主査の業務でというのが、町に貢献できる今ベストですというようなことがありましたら、当然希望される、職員の希望に応じて検討するといえますか、決定できるということになってございます。

○山田委員 分かりました。

○中村委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 4 号、太子町消防団条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○村上危機管理課長 おはようございます。

それでは、私のほうから議案第 4 号、太子町消防団条例中改正の件についてご説明申し上げます。

始めに、改正に至りました経緯についてご説明申し上げます。

近年の消防団活動は、火災のみならず、行方不明者の捜索や大規模災害時の救出救助など多種多様化する一方で、少子高齢化や被用者団員の増加に伴い、深刻な担い手不足に直面しております。本改正はそうした状況を改善するため、その者の能力や事情に応じて、特定の活動にのみ従事させることができる機能別消防団員制度を導入することにより、一定年数以上の経験を有する元消防団員又は吏員をOB団員として任用できるようにするため、条例の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、お手元資料の 3 枚目の新旧対照表にてご説明いたします。

まず、第 1 条は、消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱いに関する規定で、第 1 条の 2 の次に、団員の種類として、第 1 条の 3 を新たに加え、1 号、基本消防団員（以下、基本団員という）次号に規定する以外の団員及び 2 号、機能別消防団員（以下、機能別団員という）特定の職務に限って従事する団員としております。

続きまして、第 2 条は、消防団長が団員の任命に関する規定で、第 4 号を新たに加え、4 号、機能別団員については、前各号のいずれにも該当するものであって、基本団員又は消防吏員として 5 年以上の経験を有する 70 歳未満の者としております。

続きまして、第 3 条は、団員の定数に関する規定で、第 1 項中「115 人」を「120 人」とし、「区分を次のとおりとする」に改め、第 1 号、基本団員 115 人、第 2 号、機能別団員 5 人を新たに追加しております。

最後に、別表 1 について、機能別団員の報酬額の欄を新たに追加しております。

附則として、本条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田委員 消防団は、住民の生命と財産を守っていただく大切な太子町の団体でございます。そういうことなのに、結局、我々は消防団、特にこの中にも消防団員の経験者がおられますが、私、その経験がないので、おさらいのつもりでちょっとお尋ねいたします。115人体制はいつ頃からできたんですか。

○村上危機管理課長 今ご質問のあった、まず、人数115人ということで条例がなっておるんですけども、消防団員につきましては。太子町の消防団については、昭和38年の3月に発足したということで、その間の経緯、いつの段階に何人ということの詳しい部分はちょっと分からないんですけども、今のところ115名の団員で行っている。消防団の規則ができたのが昭和38年から、規則、条例という形で活動を行っている状況でございます。

○山田委員 その間、消防署、太子分署ができて、それで、主に、救急と消火、火災、この辺やっただいて、それで、消防団もそこに入っているということなので、その消防団と署と団の連携というのはどうなってるんですか。

○村上危機管理課長 基本的に、当然消防業務に従事する者ということで、日々連携は取るような形にしておりますが、基本的に消防団が、火災の関係なんですけれども、出動する部分につきましては、家屋火災については、消防署のほうからも依頼がありまして消防団が出る形になります。林野火災、大規模な林野火災は当然、消防団出るんですけども、ちょっとした野焼きで延焼という部分であれば、場合によってはもう消防団のほうに出ただけでなくても結構ということで、要請がないということもありますが、日々連携しているような形です。

消防署も、日々訓練については、消防署の指導によって、消防団の訓練については、お付き合いいただいているような形で、日々連携を取らせていただいているという状況です。

○山田委員 出初式だとか、いろいろで消防も防犯もやっておられて、それは見ているんですけども、どちらかというと、メインが消防分署で、消防団は更に仕事が増えて、普

段毎月やっただいていてる防火、PR活動、これを担っただいてるんですが、これは昔からですか。

○村上危機管理課長 毎月やっただいてる5日と25日の防火、自主訓練ですよ。それはもうかなり以前から、ちょっといつからというのはちょっと記憶できていませんけれども、かなりの以前から、月2回の5日と25日の訓練をやっただいてるような状況です。

○山田委員 消防団115人、今度120人になるんですけれども、これは皆さんボランティアみたいな、報酬は出てるけど僅かな報酬なんですけど、皆さんやっただいてるんですけれども、どちらか言うと、人数確保は何ぼでもいいんですけれども、とにかく、要は団員の皆さんの職業によっては、一気に連絡行ってもすぐに集まれないという状況があると思うんです。ですから、これだけの人数を抱えてても、大体何割ぐらいが協力していただけるやろうと、そのときそのときで。そういうふうにも思っただいてるんです。だから、数は抱かまえておいて、それで、その火災が一旦発生したときに全員集まるわけではないというふうにも思っただいてるのか、何割ぐらいが稼働したらいいのかやとか、そういうふうにも思っただいてるのか。その辺ちょっと教えてください。

○村上危機管理課長 まず、消防団員さんが、火災が起こって、特に平日ですよ、平日の昼間、どれぐらい来ていただけるのかという部分が一番大きいところかなと思います。消防団の、平日の昼間で活動可能な数ということで、これは職業を特定した部分なんですけれども、現在105名の方がおられますけれども、町内在勤者67名おられますので、半分以上、町内の方がおられるような形です。

あと、消防団員の出勤日数、出勤割合ということなんですけれども、平成30年から、幸いなことには家屋火災が発生しておりませんで、林野火災などということと、あと、かなり行方不明者の捜索ということが結構多いんですけども、平均しまして1件当たり36人ぐらい、36人ほど、定員に対しては約31%の方が出っただいてるような状況となっております。

以上です。

○山田委員 そうすると、出てきてっただいてる方に対して、報酬以外に手当というのは出っただいてるんですか。

○村上危機管理課長 報酬以外に、1出勤当たり2千円を支給させてっただいてるおります。

○山田委員 それから、5年以上、70歳未満の特定の今の条例なんですけれども、5年以上の経験を有する70歳未満の方で5人ということになっているんですけれども、これは、

5分団あるので、1人ずつやとか、そういうふうな考えなんですか。

○村上危機管理課長 まず、機能別消防団員の定数の5名をどうして出したのかということですが、これも、過去5年間の消防団員の平均人数が、115名の定員に対して108名と、概ね条例定数の115名よりも約5名程度少ないということで、その定員の不足をそこで補う形と考えまして、5名という形でさせていただいています。特に5分団であるということで、1人ずつという考えではございません。

○山田委員 そうしますと、この方たちの任期というものが問題になってくるんですけども、この方たち、70までで一応定年みたいなことになるんですけども、ただ高年齢、例えば、OBいうたって35歳のOBがおるかもわかりませんが、大概是消防団を経験して、ある程度行って退役されて、それからと思ったら、年齢が相当上になっていると思うので、その方たちは、この5名を規定していると、その方たち辞めない限り、もっと体力のある有能な人が後ろから出てきた場合、結局その人たちが辞めない限り移れませんので、その辺は任期やとか、そんなん考えておられますか。

○村上危機管理課長 特に任期は考えておりません。あくまでも機能別消防団員というのは、いろんな事情によって、フルに基本団員の職務に参加できない方なんですけども、いろんな技術、経験を持っている方が欲しいということで、職務に限定して入っていただくという形になっています。

70歳前にして入ってこられる方がおって、その方、60歳ぐらいで辞めて、10年ぐらいやって70歳まで、70歳になったら辞めるというパターンで、その10年間、若い人というか若い人は別の事情で、本来辞めて、基本団員辞めて、機能別消防団に入りたいけども、10年間その人らがおるから入れないということをご心配ということですよ。そういうことで、希望者が多くなりましたら、この辺の定員というのも、また考えていかないといけないんですけど、基本的には本人さんの意思で入ってこられて、あとは本人さんの体力とか、当然体力とか能力、その後、行動なんかは、団長さんが見られてると思いますが、団長さん、分団長さん、見られてると思いますので、やはりその辺ちょっと行動にも、行動というか活動にふさわしくないなということになると、やっぱりその辺は助言しながら、後身に譲っていただくような形は、消防団のほうで取っていただくかなと考えております。

○山田委員 分かりました。とにかく有能な人が出てきたら、この5名もまた条例改正して10名にしてもらってもいいしと思っておりますので、よろしくお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今回の村上部長の説明だったら、115人でずっと定員、定数していますが、埋まれへんから、機能別団員を加えて115人に近づけたらいいなという思いなんですか。私は、逆に115足す5の120人にしようと思って、今回の条例が改正されたと思うんですけども。そういう、どっちの思いのほうが強くて、5人足しての120人なんですか。

○村上危機管理課長 思いとしましては、やはり稼働される方がやはり多いほうがいいということで、115名プラス5名という考え方でございます。

○西田委員 115人、この定数に近づけようとする努力はし続けるんですね。

○村上危機管理課長 努力は続けさせていただきますし、分団、消防団のほうでも募集というか、声かけをしていただいているような状況です。

○西田委員 機能別団員、こういうふうにして担い手不足を解消するというので、いろんな自治体もやってるかと思うんですが、本来は国が、ボランティアで月何回かも訓練もせなあかん住民さんではなくって、消防の職員さんを増やして、そこにちゃんとお金をかけること、プロを育成することが本来のことだと思うんですけども、そうならない中で、消防団員さん、日々努力されているし、もう本当に敬意を表しますけれども、こういった中で、機能別消防団員制度、今回、うちはOBさんということですけども、いろんなやり方があると思うんです。ここに限ったのは何ですか。お隣でしたら、女性が、あれを機能別消防団というのか分かりませんが、学生さんもというところもあるかと思うんですが、OBに限った理由は何でしょうか。

○村上危機管理課長 今回、やはり消防団との話合いもやっている中で、平日昼間に活動、参加可能な団員の確保がやっぱり急務やろうということ、今まで豊富な経験を有する方の参加によって、地域防災力を強化、促進するためということで、まずはOB団員制度を創出したものでございます。

尚、機能別消防団員としましては、災害時に普通車両が通行できない場所への救援物資の輸送とか情報収集など、バイクの機動力を生かしたバイク隊とか、あと女性のみで結成された、主に防火、広報活動に従事していただく女性消防分団、あと大規模災害のみに活動する分団などがございますが、まずは、地域の防災力の強化に直接つながるOB団員の導入によりまして、その効果を検証しながら、今後、そういった形で機能別消防団員でもありますので、必要に応じて検討していきたいと考えています。

○西田委員 まずはということですので、女性、やり方はたくさんあるみたいなんですが、広げることもあるということですね。分かりました。

それと、報酬額、年額1万円と書いてますけれども、この報酬額は国から決められた額があるんですか。それとも、太子町が出した額ですか。

○村上危機管理課長 報酬額というのは特に定まったものではございません。条例によって団体が決めるものでございます。1万円を決めた根拠という部分なんですけども、非常勤、今回、OB団員なので、通常の団員と同じ活動をする部分ではございません。やはり基本的に訓練等にも別に参加する必要はない。何かあれば、基本ラインのバックアップに回っていただくような職務がメインということになるんですけども、1万円にさせていただいた根拠としましては、ちょっと機能別消防団員、これOB団員制度を導入している全国の52団体、ちょっと調査させていただいたんです。その中で、支給していないところもあるということと、不明な団体が23団体。5千円から9千999円が14団体、1万円が18団体ということになっていました。消防庁からの通知がありまして、年額報酬が1万円未満の自治体については、令和4年3月までに、その状況を解消しなさいという通知が出ていますので、ここはちょっと最低額の1万円ということで決めさせていただいた次第です。

以上でございます。

○西田委員 物すごくボランティア感が強いんですね。この報酬額の表を見たら、基本団員の、仕事としては、4分の1で済むんですよということなのかしらと思ったけど、そういう基準ではないですね。

○村上危機管理課長 そういう基準ではございませんが、あくまでも後方支援という形を考慮しての部分でございます。

○西田委員 それと、この機能別団員ですか。これって何だろうって調べたら、大体要綱を持ってるところが多いみたいなんですが、この後、要綱もつくるんですか。

○村上危機管理課長 一応今のところは条例、必要に応じて要綱という形になると。必要に応じて要綱の整理はしていかないといけないかなと考えております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 この機能別団員についてお尋ねしたいんですが、この条例は、令和3年4月1日から施行するということなんですけど、あと残すところ1ヶ月ほどですけども、5名の人選というのは、募集とか確保とかというのは、見込みとか、既に充足率を満た

しているとか、あるんですか。

○村上危機管理課長 募集の選考というか、基本的に消防団員の募集については、一般的にはもう各分団から声かけをしていただいているような状況になります。この条例ができましたら、早速、消防団のほうで会議させていただきまして、各分団を通じて募集をかけていただくようなことを考えております。4月以降、考えております。

○辻本（馨）委員 ということは、まだ確保できてないということですね。

それと、先ほどの危機管理課長の答弁と、山田委員の質問と関連することなんですけど、例えば、消防吏員として5年以上の経験を有する70歳未満の者ということですけども、大体消防官に任命されたら大体定年までほとんど勤めると、私の叔父も大阪市消防局でしたけど、定年まで勤めてます。そうすると、例えば、60まで行って定年して、機能別団員として採用された場合、ある程度、私、消防の階級というのは全く知らないんですけど、消防官とか消防正監だとか、消防何とかという役職を持った人が入れば、では、実際の現場で70名や100名とかそういった部隊の指揮官だって、それで職務上やっていた、役目に就いてた人だった場合、バックアップと訓練にも参加しない後方支援ということで、現場に出て、そしたら、団長だとか分団長に指揮、逆に命令する立場になってしまうということですか。

○村上危機管理課長 基本的に今回のOB団員については、もう階級はなし。もう階級なしです。団員という形になります。ですので、指揮をしていただくということになれば、やはり団長、副団長、分団長、その階級に応じた指揮命令等の系統の乱れという形になる恐れがありますので、そこは、通常の団員という形でバックアップをやっていただくんですけど、やはりその辺の豊富な経験、経験と知識をその辺の現場で団員の方に伝えていただくという部分を重視した部分ありますので、そこは募集の段階で、十分趣旨を理解していただいて入団していただくと考えております。

○辻本（馨）委員 要は、実際にそういう山火事だとかいう行方不明者が出て、非常呼集がかかった場合、同じような消防団の一員として現場に赴くということでよろしいんですね。

○村上危機管理課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、太子町消防団条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて、委員会を散会させていただきます。

尚、次回は10日水曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れさまでした。

午前10時19分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 中 村 直 幸